

吉賀町行財政改革集中改革プラン

# 実施項目進行管理表

平成20年6月4日現在

目 次

第1節 住民本位の開かれた行財政運営の推進		2 職員定員等の適正化	P
1 住民と行政の協働に向けた環境づくり	P	3 - 2 - 1 定員適正化計画の策定	7 3
1 - 1 - 1 町政への参加の環境づくり	1	3 - 2 - 2 給与制度の適正化	7 7
1 - 1 - 2 職員の協働に対する意識づくり	9	3 職員人材育成の推進	
1 - 1 - 3 協働のパートナーに向けての活動支援	1 3	3 - 3	8 3
1 - 1 - 4 協働の仕組みづくり	1 7	4 財政の健全化	
2 行政評価制度の導入		3 - 4 - 1 受益者負担の適正化	8 9
1 - 2	2 2	3 - 4 - 2 公有財産の有効活用	9 4
第2節 より質の高い行政サービスの提供		3 - 4 - 3 町税等の徴収率の向上	9 5
1 行政サービスの向上		3 - 4 - 4 新規収入源の検討	9 8
2 - 1 - 1 サービス提供システムの構築	2 5	3 - 4 - 5 行財政運営のスリム化	1 0 1
2 - 1 - 2 サービスを提供する職員の意識改革	3 0	3 - 4 - 6 予算システムの改革	1 0 2
2 - 1 - 3 職場内及び住民との情報の共有化	3 4	3 - 4 - 7 財政指標の改善	1 0 6
2 - 1 - 4 サービスの公平性の確保	4 0	5 補助金の適正化	
2 民間委託等の推進		3 - 5 - 1 補助金の再構築	1 1 0
2 - 2 - 1 民間委託・民間移譲の推進	4 2	3 - 5 - 2 補助金の公表	1 1 2
2 - 2 - 2 民間委託等の受け皿に関する検討	4 4	6 事務事業の見直し	
2 - 2 - 3 新たな分野の民間委託の検討	4 5	3 - 6 - 1 コスト縮減の徹底と規制緩和等	1 1 3
3 外郭団体等の見直し		3 - 6 - 2 行政品質の向上	1 1 8
2 - 3	4 6	3 - 6 - 3 公正の確保と透明性の向上の推進	1 1 9
4 会館等公共施設の見直し		3 - 6 - 4 省資源・環境対策の検討	1 2 3
2 - 4 - 1 施設の維持管理方法の見直し	5 5		
2 - 4 - 2 施設サービスの向上	5 7		
第3節 効率的で生産性の高い行財政運営の推進			
1 組織・機構の見直し			
3 - 1 - 1 わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立	5 8		
3 - 1 - 2 迅速で機能的な機構の整備	6 0		
3 - 1 - 3 行政関連施設のあり方	6 3		
3 - 1 - 4 危機管理体制の整備	6 9		

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	まちづくり基本条例の制定															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>まちづくり基本条例の平成19年度策定に向けて、その根幹となる総合計画策定業務に必要なガイドライン策定作業に着手した。</p> <p>ガイドラインの要素には、スケジュールリング、総費用、組織のあり方、タウンウォッチング及びパブリックコメントをどのような手法で実施するのか、そして全体業務の構造化、などを盛り込むこととし、住民や関係機関団体との協議や調整を行った。</p>		<p>平成17年度から着手したガイドライン策定作業を完成させ、まちづくり基本条例制定の基礎となる吉賀町総合計画策定事務に着手した。進捗状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉賀町総合計画審議会、吉賀町まちづくり委員会条例を6月議会で可決</li> <li>・策定フロー作業部会（職員21人）適宜開催</li> <li>まちづくり委員会（民間41人）7回開催</li> <li>計画策定委員会（助役、課長職）4回開催</li> <li>総合計画審議会（民間10人）2回開催</li> <li>・この間、住民意識調査実施、分析作業終了し、広報3月号により調査結果を住民に公表。別紙参照。</li> </ul>		<p>平成17年度より着手した吉賀町総合計画策定作業と併行して、まちづくり基本条例制定事務を進め、平成19年12月に終了。尚、議会に対しては、可能な限り早い段階から情報提供等を行い意見反映することに配慮した。策定フローは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定委員会への提出 5・9月</li> <li>・まちづくり委員会への提出 4・5・6月、7月承認</li> <li>・町議会への提案 9月中間報告 12月14日議決</li> </ul> <p>又、制定された条例については、町広報掲載等により住民周知に配慮した。</p> <p>吉賀町総合計画及びまちづくり基本条例は、別紙参照。</p>											
効果等					<p>町民と町が相互の役割や責任を自覚し、協力してまちづくりを進める条例の制定により、町政への参加の環境がより一層充実した。</p>											

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	審議会等の会議の公開															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	取り組み無し。	取り組み無し。	委員会、審議会の傍聴希望はなかった。	引き続き委員会、審議会の透明性を図るための広報活動を続ける。												
効果等	特記事項無し。	特記事項無し。	特記事項無し。													

番 号	1 - 1 - 1			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	町政への参加の環境づくり													
実施項目	パブリックコメント制度の実施														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>行政計画の策定や条例の制定にあたって、政策形成の段階から町民の多様な意見を反映させていくために、町民政策形成参画制度（パブリックコメント）の導入に向けて、島根県実施要綱を参考に検討を開始した。</p> <p>尚、今年度は制度導入前のため、自治組織再編等に伴う意見交換会開催や町総合計画策定に伴うまちづくり委員会設置開催などにより、広く町民の意見を反映させることに配慮した。</p>	<p>島根県実施要綱を参考にしながら、多様な住民参加型行政手法を研究し、制度導入に向け検討する予定であったが、協議は進まなかった。</p> <p>ただ、自治区について協議した柿木地域振興協議会やまちづくり委員会などの場では、広く町民の意見が反映されるよう配慮した。</p>	<p>本年も、多様な住民参加型行政手法を研究し、各事務事業実施にあたって、積極的に、同手法を取り入れるため努力する。検討に際しては、引き続き島根県実施要綱を参考にするものとする。</p> <p>尚、制度導入までに、意見交換会等の開催などにより、広く町民の意見を反映されることに配慮する。</p>											
効果等	<p>特記事項無し。</p>	<p>住民の町政参画機会の拡大を促進し、併せて住民に対する行政の説明責任を遂行するための努力をした。</p>	<p>住民の町政参画機会の拡大を促進し、併せて住民に対する行政の説明責任を遂行するための努力をした。</p>	<p>住民の町政参画機会の拡大を促進し、併せて住民に対する行政の説明責任を遂行するための努力を行う。</p>											

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	出前講座の実施															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>出前講座実施に向けてのプランニング作業に着手した。</p> <p>プランニングにあたっては、行政主導となることを極力防ぎ、住民や地域が求めているもの、将来必要とされるまちづくりのノウハウなどがテーマとなるようにしなければならない。</p> <p>又、将来想定される循環型・地域密着型・持続型社会モデルの知識などのアナウンスも実施していく必要がある。</p>		<p>平成17年度に着手したプランニング作業に継続して取り組み、修正を行って構築した後に実施した。</p> <p>プランの中では、実施する趣旨、対象範囲、説明場所、開催時間、メニュー、利用方法を定めた。別紙参照。</p> <p>プラン策定後は、町広報やお知らせ版などで十分な周知を行い、10月1日から受付を開始した。</p>		<p>プラン策定後、平成18年度10月より受付を開始し、各種集会で住民周知をしたが、要望は1件もなかった。</p>			<p>プラン策定後、平成18年度10月より受付を開始したが要望は1件も無い状況であり、各種会合で周知はしているが、引き続き住民周知の方法も合わせて検討する。</p>								
効果等	<p>プランニング作業に着手出来た。</p>		<p>住民への説明責任の遂行と住民との情報の共有化を図った。</p> <p>但し、今年度は住民からの要望は無く実績ゼロ。</p>		<p>住民への説明責任の遂行と住民との情報の共有化を図った。</p> <p>但し、今年度は住民からの要望は無く実績ゼロ。</p>			<p>住民への説明責任の遂行と住民との情報の共有化を図る。</p>								

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地区座談会・行政座談会の実施															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容		<p>当面する課題である「防災行政無線」「地域防災計画」「選挙公営掲示場」「自治組織再編」をテ・マに10月3～19日・6会場で、地区長・班長・自治委員・公民館長（分館長）を対象とした説明会を開催し、意見聴取を行った。</p> <p>尚、「自治組織再編」については、引き続き10月23日～11月21日・18会場で一般住民を対象とした意見交換会を開催し、より広範な意見聴取を行った。</p> <p>又、地元から座談会への出席要請があれば積極的に参加することとするが、従来の陳情・要望方式を改めることに留意した。</p>	<p>本年度当初から再編した自治組織について、当面、公民館単位で自治会長と意見交換会を開催した。</p> <p>柿木公民館 5月25日、6月15日</p> <p>七日市公民館 4月26日</p> <p>朝倉公民館 4月17日</p> <p>六日市公民館 4月26日</p> <p>蔵木公民館 4月19日</p> <p>また、地元から座談会への出席要請があれば、積極的に参加した。</p> <p>柿木自治会 6月17日</p> <p>六日市上自治会 5月27日</p> <p>沢田自治会 5月31日</p> <p>柿木地区 2月24日</p>	<p>本年も、公民館単位で自治会長と意見交換会を開催する予定でいる。また、5月12～16日にかけて、「まちづくり意見交換会」を開催する。</p> <p>地元から出席要請があれば、積極的に参加する。</p>												
効果等		住民と行政の情報の共有化を図ることが出来た。	住民と行政の情報の共有化を図ることが出来た。	住民と行政の情報の共有化を図る。												

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ご意見箱の設置															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>現行の(旧六日市町時代からの)ご意見箱制度を見直し、リニューアルすることとした。</p> <p>寄せられた意見等に対しては、原則回答することとし、公表可能な事案についてはホームページや広報等で公表するとともに、住民の声が施策に反映されることを念頭においた運用を行うことに配慮した。</p> <p>設置場所は、吉賀町役場本庁舎は現在の位置(ホール右側壁面)分庁舎はホール右側の壁面に設置することとした。</p>													
効果等			<p>住民の町政参画機会拡大の促進に寄与した。</p> <p>但し、今年度は住民からの投函は無く実績ゼロ。</p>													



番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	情報公開制度の充実															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>公正で透明性の高い行政運営を確立するため、個人情報の保護に留意しながら積極的に情報公開を推進した。</p> <p>年度内における実施状況は以下のとおりであり、町広報及び議会だよりにて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開請求件数 4件</li> <li>・公開決定等の件数 4件 (いずれも町長部局)</li> <li>・公開請求拒否件数 0件</li> <li>・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件</li> </ul>		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>より制度の充実を図るために町広報誌による制度の周知を年度内に行う。</p> <p>(現在の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開請求件数 11件</li> <li>・公開決定等の件数 11件 (町長部局10件、農業委員会1件)</li> <li>・公開請求拒否件数 0件</li> <li>・異議申立ての処理件数及び決定状況 1件</li> </ul>		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行った。</p> <p>制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図った。</p> <p>(19年度の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開請求件数 30件</li> <li>・公開決定数 25件</li> <li>・非公開 1件</li> <li>・不存在 4件</li> <li>・公開拒否件数 0件</li> <li>・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件</li> </ul> <p>(町長部局26件・農業委員会1件・教育委員会3件)</p> <p>運用状況について広報「よしか」6月号に掲載し公表する。</p>			<p>請求件数が伸びつつあり、今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>尚、より制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図る。</p>								
効果等	町政参画意識の高揚を図った。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図った。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図った。			町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。								

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	男女共同参画計画の策定・実施															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>男女共同参画社会基本法で、市町村はその区域にかかる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされた。</p> <p>上記をふまえて、合併協定の調整で新町において「男女共同参画計画」を策定するとした。</p>		<p>計画策定に向けた準備作業を行い、平成19年度中に計画策定することとした。策定方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会等は設置せず、担当課である町民課が原案を作成する。</li> <li>・計画内容が庁内各課に係るため庁議等で協議し決定する。</li> </ul>		<p>計画策定に向けて取り組んだが、年度の計画策定には至らなかった。</p>			<p>本年度中に計画を策定する。</p> <p>尚、策定に際しては、国の男女共同参画基本計画及び鳥根県の男女共同参画計画を勘案する。</p> <p>又、計画の中には町が設置する各種審議会等における女性委員の構成比率についても設定する。</p> <p>さらに、策定した場合や変更した場合には、法の規定により遅滞なく公表することとする。</p>								
効果等					<p>男女共同参画社会形成に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定することにより、法の目的の実現を目指すための基盤を整備する。</p>											

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地区座談会・行政座談会への参加															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>取り組み無し。</p>		<p>まちづくりの原動力は住民である。職員は外野で眺めるという姿勢を徐々に改め、住民と共に、自らもまちづくりプランナーであるという視点に立たなければならない。</p> <p>そのために、職員は、出身地で開催される地区座談会・行政座談会へは一住民として積極的に参加し、意見を述べ、かつ住民の意見に耳を傾ける姿勢を身につける。</p> <p>その趣旨を庁議において確認し、職員への動機付けと周知を図って積極的な参加を促した。</p>		<p>まちづくりの原動力は住民である。職員は外野で眺めるという姿勢を徐々に改め、住民と共に、自らもまちづくりプランナーであるという視点に立たなければならない。</p> <p>そのために、職員は、出身地で開催される地区座談会・行政座談会へは一住民として積極的に参加し、意見を述べ、かつ住民の意見に耳を傾ける姿勢を身につける。</p> <p>その趣旨を本年度も庁議において再度確認し、職員への動機付けと周知を図って積極的な参加を促した。</p>			<p>まちづくりの原動力は住民である。職員は外野で眺めるという姿勢を徐々に改め、住民と共に、自らもまちづくりプランナーであるという視点に立たなければならない。</p> <p>そのために、職員は、出身地で開催される地区座談会・行政座談会へは一住民として積極的に参加し、意見を述べ、かつ住民の意見に耳を傾ける姿勢を身につける。</p> <p>その趣旨を本年度も庁議において再度確認し、職員への動機付けと周知を図って積極的な参加を促す。</p>								
効果等	<p>特記事項無し。</p>		<p>住民と行政のパートナーシップの構築と住民参画の推進を図った。</p>		<p>住民と行政のパートナーシップの構築と住民参画の推進を図った。</p>			<p>住民と行政のパートナーシップの構築と住民参画の推進を図る。</p>								

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	職員研修の実施						企		福		調						
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度												
実施内容	<p>島根県自治研修所委託の研修を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修2人</li> <li>・一般職員第・第 課程研修5人</li> <li>・新任係長研修3人</li> <li>・行政職員養成講座6人</li> </ul>	<p>高度化、多様化する行政需要に対応できる政策形成能力や創造的能力を有する人材育成を図るため、計画的・効果的な研修を実施できる体制作りを行った。</p> <p>以下のとおり、島根県自治研修所委託研修に職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員第・第 課程研修5人</li> <li>・中堅職員研修4人</li> <li>・新任課長補佐5人</li> <li>・トップセミナー4人</li> </ul> <p>併せて、島根県町村会などの団体（島根県町村会、島根県総合事務組合、島根NPO活動支援センター、人権啓発推進センターなど）主催研修への派遣や町独自研修（新産業創出、財政、AED、接遇など）についても実施した。</p>	<p>高度化、多様化する行政需要に対応できる政策形成能力や創造的能力を有する人材育成を図るため、吉賀町人材基本方針に基づき研修を行った。</p> <p>19年度実績</p> <p>島根県自治研修所派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修 1人</li> <li>・一般職員第・第 課程 3人</li> <li>・新任係長研修 2人</li> <li>・中堅職員研修 2人</li> <li>・新任課長補佐研修 6人</li> <li>・特別研修 1人</li> <li>接遇研修 48人</li> <li>新規採用職員人権・同和問題研修 1人</li> <li>石西地区人権・同和教育研修会 11人</li> <li>しまねNPO活動支援研修1人</li> <li>財務4表研修 2人</li> </ul> <p>を実施した。</p>	<p>独自研修の開催、島根県自治研修所委託研修、団体研修に職員を派遣し、協働に対する意識づくりを行う。</p> <p>予算措置対前年30%増</p> <p>島根県自治研修所派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修 2人</li> <li>・一般職員第・第 課程 4人</li> <li>・中堅職員研修 2人</li> <li>・新任課長補佐研修 2人</li> <li>・中堅職員選択研修 8人</li> <li>特別研修 5人</li> </ul> <p>（法務能力開発・業務遂行能力開発・対人能力開発・政策形成能力 開発研修）</p> <p>接遇研修、メンタルヘルス研修</p> <p>民間機関が開催する研修の希望参加</p> <p>職員の自主的な研修参加を支援する。</p>													
効果等	自己啓発の促進と効率的な事務処理能力の向上を図った。	自己啓発の促進と効率的な事務処理能力の向上を図った。	自己啓発の促進と効率的な事務処理能力の向上を図った。	自己啓発の促進と事務処理能力のスキルアップを図る。													

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	職員の地区担当制度の導入															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
												試行				
実施内容			<p>先行導入の自治体視察研修（浜田市三隅町・飯南町など）を行い当町での試行を目指して、制度の目的と手法、地区の役割と職員の役割、職員の配置、制度の将来像などについての検討を行った。</p> <p>又、試行に至るスケジュールを以下のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議で方針等の策定 別紙参照 平成18年8月</li> <li>・内部協議 平成19年4～5月</li> <li>・試行調整 平成19年6月</li> <li>・試行開始 平成19年7月</li> </ul>		<p>具体的な導入方法について検討を行ったが、結論には至らなかった。</p>			<p>引き続き制度導入に向けて検討して行く。</p>								
効果等			<p>職員の意識改革により、協働のまちづくりに対して町職員として貢献するための検討が出来た。</p>													

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	住民組織団体への積極的参画															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	町施策としての取組みはないが、職員の居住している地域において、個人・一住民の立場で地域の行事イベントに参画をした。		職員の地区担当制度と併せて職員の意識づくりを行い、積極的な住民組織団体への参画を促した。		職員の意識づくりをするため、研修会等への参加を呼びかけた。			引き続き職員の意識づくりを進めて行く。								
効果等	地域でのコミュニケーションの醸成を図った。		職員の意識改革を図り、地域住民との一体感の醸成を図った。		職員の意識変化が見られるようになった。			地域住民との一体感の醸成を図る。								

番 号	1 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	自治組織活動の支援						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>合併協定項目に基づき自治組織を平成19年度から再編させるということから、財政的支援をはじめとした自治組織への関わり方については、基本的に合併前の内容で運用した。</p>	<p>職員の地区担当制度の導入や自治組織の再編と併せ、財政的支援や人的支援について公民館との関わり方などに留意し全庁的に検討した。又、先進的事例についても広く調査活動を行った。尚、財政的支援の主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興奨励金事業費分 戸数当たり1,000円</li> <li>役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円</li> <li>・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円</li> </ul>	<p>昨年度決定した自治組織の財政的支援は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興奨励金事業費分 戸数当たり1,000円</li> <li>役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円</li> <li>・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円</li> </ul> <p>又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催するほか、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行った。</p>	<p>自治組織の新制度について、本年度自治委員の報酬、自治会に対する自治振興奨励金等についての見直しをする。又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催するほか、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行う。</p>												
効果等			<p>人的・財政的支援により再編後の自治会活動を活性化させた。</p>	<p>人的・財政的支援により再編後の自治組織（自治会）活動を活性化させるとともに、行政の強力なパートナーとしての基盤固めを目指す。</p>												

番 号	1 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	人材バンク制度の創設・運営															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>生涯学習活動支援のために、どのような分野においてどのような支援が必要か検討した。そして、多様なニーズに対して、どのように対応していくか平成18年度で具体的な検討に入ることにした。</p>		<p>人材バンク制度に係る庁内検討委員会（担当部署の総務課、政策企画課、保健福祉課、産業課、教育委員会各担当で構成）を7月設置し制度のあり方について検討した。</p> <p>高齢者層の雇用対策としての新たな人材バンク・人材派遣制度については、人口規模、人材需給、第三セクターの取り組み等から事業化は困難であると判断し、生涯学習活動支援のための人材バンクとして検討。尚、教育委員会にボランティアバンク制度（地域講師74項目、学校支援ボランティア86項目、事業所23が登録）が設置されていることから、この制度を周知しながら利用拡大を図ることが望ましいと考え、平成19年度より教育委員会を中心に内容を充実させ制度運用を開始することとした。</p>			<p>教育委員会に設置されているボランティアバンク制度を全町に周知するとともに、新たな人材発掘や利用拡大等の充実を図った。</p> <p>結果として、学校の地域学習や公民館活動の活性化が図られた。</p>				<p>教育委員会に設置されているボランティアバンク制度を全町に周知するとともに、新たな人材発掘や利用拡大等の充実を図り、運用していく。</p>						
効果等						<p>生涯学習活動支援のための人材バンク制度としての充実が図られた。</p>										



番 号	1 1 3		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地域実践リーダーの養成														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度									
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>地域に必要とされる広い視野、深い見識、豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動のできるリーダーの発掘、育成を行うこととした。</p> <p>但し、当面は「協働」に対する行政職員の理解を深めるため、実践的な講座へ職員を派遣することにより、今後、地域実践リーダー発掘が出来る体制作りに向けた準備を行った。</p> <p>本年度は、「しまねNPO活動支援センター」主催の研修会に職員3人を派遣参加させた。</p>	<p>「地域に必要とされる広い視野、深い見識、豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動のできるリーダーの発掘、育成を行う」という方針に基づき、引き続き養成活動に取り組んだ。</p> <p>特に、本年度から始まる中山間地リーディング事業で、人づくり推進研修会を開催した。</p> <p>住民啓発講演会 10月13日 養成塾 10月14日 11月27・28日 2月18・19日</p>	<p>「地域に必要とされる広い視野、深い見識、豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動のできるリーダーの発掘、育成を行う」という方針に基づき、引き続き養成活動に取り組む。</p> <p>特に、昨年度から始まっている中山間地リーディング事業で、人づくり推進研修会を開催する。</p> <p>住民啓発講演会 6月 12月 養成塾 6回</p>											
効果等	<p>特記事項無し。</p>	<p>人材発掘とその効果的活用を図るための体制づくりに向けた準備を行った。</p>	<p>人材育成研修会開催等により、地域実践リーダーの資質の向上が図られた。</p>	<p>人材発掘とその効果的活用を図るための研修会開催等により、地域実践リーダーの養成を目指す。</p>											

番 号	1 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ボランティア・NPO活動の支援															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>吉賀町社会福祉協議会ボランティアセンター（平成8年設立、登録者数300人）におけるボランティア活動に対して、技術講習等の支援を行った。</p>		<p>吉賀町社会福祉協議会ボランティアセンターにおけるボランティア活動に対して、引き続き技術講習等の支援を行った。</p> <p>又、NPO活動に対しては、行政として協力して取り組んだ方がよりうまくいくような方法について検討した。一方、障がい者組織NPO法人よしかの里による「吉賀町障がい者地域活動支援センター」の今年度末の設立に向けて、県等関係機関との連絡調整の支援を行った。</p>		<p>吉賀町社会福祉協議会が行うボランティアセンターの活動支援や、昨年度末設立されたNPO法人よしかの里による「吉賀町障がい者地域活動支援センター」の円滑な事業運営に向けた指導や支援を行った。</p>			<p>吉賀町社会福祉協議会が行うボランティアセンターの活動支援や、昨年度末設立されたNPO法人よしかの里による「吉賀町障がい者地域活動支援センター」の円滑な事業運営に向けた指導や支援を行う。</p>								
効果等	<p>地域活性化に向けた人材、団体の育成が図られた。</p>		<p>地域活性化に向けた人材、団体の育成を図り、併せて効率的な活動を行うことが出来た。</p>		<p>地域福祉向上に貢献できる人材、団体の育成を行った。</p>											

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	自治組織の再編						企		福		調					
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>現況の自治組織、公民館との関わり方などの調査を行った。</p>		<p>新町まちづくり計画を基本に、本年度から検討するまちづくり基本条例とも関連させながら教育委員会（公民館）柿木村地域振興協議会、自治委員会、地区長会と協議し本年度内での再編作業を終了した。</p> <p>又、再編に際して広く住民の意向を反映させるため、10月3～19日・6会場で、地区長・班長・自治委員・公民館長（分館長）を対象とした説明会を開催、再度10月23日～11月21日・18会場で一般住民を対象とした意見交換会も開催し意見聴取を行った。</p> <p>尚、説明会・意見交換会集約及び制度の概略については、別紙参照。</p>		<p>本年度より、以下のとおり再編した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分館、自治委員、地区長、班長制度を廃止し、自治会制度とした。50自治会設置。</li> <li>・役職としては、自治会長、自治会副会長、自治委員を配置。</li> <li>・報酬及び費用弁償は、自治委員は非常勤の特別職として報酬及び費用弁償を支払った。</li> <li>・活動費は、各自治会に自治振興奨励金を交付した。自治振興奨励金に役員活動費も加算する。但し、旧柿木村地区については経過措置を設けた。</li> <li>・旧柿木村の分館を自治会館に名称変更し、自治会長が自治会館長を兼務し、指定管理者制度を適用した。</li> </ul>											
効果等					<p>合併協定により事務を進め、全町域統一した協議の体制を整えた。</p>											

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地域自治区の活性化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>合併前の旧柿木村地域で地域振興協議会を組織した。(構成員：6 公民館分館長、生産団体代表、教育団体代表、福祉団体代表、その他団体代表の10人)</p> <p>地域振興協議会を年度内で1回開催し、今後、新町総合計画に関する事、地域自治組織に関する事などを協議、検討することを確認した。</p>		<p>新町総合計画に関する事項及び地域自治組織に関する事項などについて協議検討した。</p> <p>協議会開催は、以下のとおり。</p> <p>第2回 5月 9日 第3回 6月 6日 第4回 6月20日 第5回 12月 7日 第6回 1月15日 第7回 1月25日 第8回 2月22日</p>		<p>9月28日、吉賀町総合計画に関する答申を提出した。また任期満了に伴う委員改選により、10月1日に第二期協議会が発足した。</p> <p>また、住民自治及び協働についての先進地広島県安芸高田市川根振興協議会を視察研修した。</p> <p>協議会開催は以下のとおり。</p> <p>第10回 7月 9日 第11回 9月 4日 第12回 9月11日 委員改選10月 1日 第1回 11月 9日 第2回 11月28日 第3回 3月 4日 視察研修 3月17日</p>			<p>町からの諮問に対する答申について検討する。</p> <p>また、住民自治及び協働の実現に向けた取組みについて協議及び実践をする。</p> <p>協議会は年間12回の定期開催を予定。</p>								
効果等	住民との協働のまちづくりを推進する基盤が整備された。		地域振興協議会開催が定着し、住民との協働のまちづくりを推進する体制が整備された。		協働によるまちづくりを推進する必要性及び効果を認識し、今後の活動に大いに参考となった。			地域の自治意識の向上が期待できる。								

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	自治組織活動の支援（再掲）															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>合併協定項目に基づき自治組織を平成19年度から再編させるということから、財政的支援をはじめとした自治組織への関わり方については、基本的に合併前の内容で運用した。</p>		<p>職員の地区担当制度の導入や自治組織の再編と併せ、財政的支援や人的支援について公民館との関わり方などに留意し全庁的に検討した。 又、先進的事例についても広く調査活動を行った。 尚、財政的支援の主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興奨励金 事業費分 戸数当たり1,000円 役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円</li> <li>・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円</li> </ul>		<p>昨年度決定した自治組織の財政的支援は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興奨励金 事業費分 戸数当たり1,000円 役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円</li> <li>・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円</li> </ul> <p>又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催したほか、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行った。</p>			<p>自治組織の新制度について、本年度自治委員の報酬、自治会に対する自治振興奨励金等についての見直しをする。又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催するほか、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行う。</p>								
効果等					<p>人的・財政的支援により再編後の自治会活動が活性化できた。</p>			<p>人的・財政的支援により再編後の自治組織（自治会）活動を活性化させるとともに、行政の強力なパートナーとしての基盤固めを目指す。</p>								

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	自治組織と公民館との連携強化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>現況の自治組織と公民館（分館）との関わり方などについて、旧柿木村と旧六日市町との相違点を整理した。</p> <p>旧柿木村では、分館活動を通してその範囲内の自治組織（集落）との関連が深くなっている。</p> <p>旧六日市町では、各地区の地区長会事務局を公民館が担当することによって自治会との連携がとられている。</p> <p>自治組織の再編が行われるまでは、現状の形態を維持することとした。</p>		<p>平成19年度での自治組織再編事務と並行して、連携強化に向けて検討した。検討にあたっては、教育委員会（公民館・分館）柿木村地域振興協議会、自治委員会、地区長会との協議を十分行うことに配慮した。</p> <p>又、公民館のあり方についても検討し、旧柿木村の分館については自治会館に名称変更し自治会長が館長兼務して指定管理者制度を導入するとともに、全町の公民館単位の自治会連合会に各種スポーツ補助金を戸数当たり300円で交付することとした。</p>		<p>合併に伴う行政エリアの拡大によって、それぞれの地域で取り組む様々な地区活動の拠点としての公民館の位置付けを明確にした。</p> <p>自治会との連携を強化し、それぞれの地域の特性を活かした積極的な活動を展開し、地域コミュニティの醸成を図った。</p> <p>学校や地域全体を巻き込んだ協働の機運を高揚し、公民館主事及び関係者を対象とした人材育成を目的とした各種研修の充実を図った。</p>			<p>合併に伴う行政エリアの拡大によって、それぞれの地域で取り組む様々な地区活動の拠点としての公民館の位置付けを明確にし、確立する必要がある。</p> <p>自治会との連携を強化し、それぞれの地域の特性を活かした積極的な活動を展開し、地域コミュニティの醸成を図ることが肝要である。</p> <p>学校や地域全体を巻き込んだ協働の機運を高揚し、公民館主事及び関係者を対象とした人材育成を目的とした各種研修の充実を図る。</p>								
効果等	<p>合併前からの従来の形態について検証し、現状維持することにより混乱を回避した。</p> <p>しかし、自治組織再編に向けた早期の着手が必要である。</p>		<p>自治組織と公民館とのより一層の連携強化のための基盤整備を図ることが出来た。</p>		<p>地区活動拠点としての公民館の位置付けを確立し、地域コミュニティの醸成と各種研修の充実により自治組織との連携を強化した。</p>			<p>地区活動拠点としての公民館の位置付けを確立し、地域コミュニティの醸成と各種研修の充実により自治組織との連携を強化する。</p>								

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政機構の再編整備															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	取り組み無し。	取り組み無し。	<p>15名の委員により、平成19年5月15日から7月6日まで計7回の組織見直し検討委員会を開催し、平成19年7月10日町長に委員会報告書を提出した。</p> <p>意見書は、課のありかたとして現在の課を「総合政策部門」「環境整備部門」「住民生活部門」「地域振興部門」「保健福祉部門」の5部門にする。大課制による課長をサポ-トする体制について構築するよう提案した。</p> <p>職場意見を聞いて庁議で検討した結果以下のことを確認した。</p> <p>平成20年度の組織は現行のままとする。但し一部の室において見直しを行なう。</p> <p>大課制の導入を前提とした組織再編については、平成21年度を目標とする。なお組織再編にあたっては将来の展望を見通した組織となるよう検討を加え再提案する。</p> <p>GL制については、原課での協議結果を踏まえ現行の職制における職務の明確化に重点をおいて検討を加える。</p>	<p>平成19年11月19日庁議確認事項に基づいて組織機構の再編に取り組む。</p> <p>検討委員会の報告書を基に検討を加えた組織機構の再編案を6月末までに本部会議に提案する。</p> <p>7月より内部協議を行い12月の条例改正を別途とする。</p>												
効果等	特記事項無し。	特記事項無し。	適切な行政サ-ピスの提供と業務の適正化に具体的な方向性が出された。	適切な行政サ-ピスの提供と業務の適正化を図る。												

番 号	1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政評価制度の導入				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	庁内検討組織の設置運営															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容		<p>平成20年度の試行に向けて、庁内検討組織の立上げを協議した。併せて積極的に研修会への参加を行った。</p> <p>尚、庁内検討組織の設置目標は平成19年5月とした。</p>	<p>本部会議での協議を重ねてきたが、3月26日の本部会議で吉賀町行政評価システム基本指針を確認し、併せて各課から1名の委員を選出したプロジェクトチームを発足し、今後の具体的な協議を進めることとした。</p>	<p>【実施時期の変更】</p> <p>変更前 平成18年度設置 平成19年度運営</p> <p>変更後 平成18年度検討 平成19年度設置運営</p>												
効果等		<p>行政評価導入に向けての基盤整備を図ることが出来た。</p>	<p>プロジェクトチームでのシステム独自開発が確認され、20年度試行に向けて大きく前進した。</p>													



番 号	1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政評価制度の導入				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政評価制度の導入															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
								試行								
実施内容					<p>行財政改革推進本部において確認した「吉賀町の方針」及び政策企画課からの「行政評価システム導入に関する報告書」に基づき、「吉賀町行政評価システム基本指針」を策定した。別紙参照。</p> <p>この指針は、行政評価制度の目的、意義、手法、活用方法などについて具体化したもので、本格導入については、当初計画を一年前倒しし、平成21年度からとした。</p> <p>尚、本格実施を前倒ししたことなどから、当面平成20年度からの試行を円滑に行うため、職員説明会を平成20年1月11日に開催し、制度内容の周知徹底と理解を求めた。</p>			<p>吉賀町行政評価プロジェクトチーム（14名）により制度の内容を検討する。</p> <p>行政評価の必要性について職員に理解が得られるよう説明会、研修会を行う。</p> <p>本年度における試行は職員1事業の評価を実施する。</p>								
効果等								<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の意識改革</li> <li>・ 自治体の行政活動の透明性を高め、住民に対する説明責任を果たす</li> <li>・ 事務事業の改善及び見直しに役立てる</li> </ul>								

番 号	1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政評価制度の導入				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政評価委員会（仮称）の設置															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容					<p>行財政改革推進本部において確認した「吉賀町行政評価システム基本指針」において、「吉賀町まちづくり計画評価委員会」を外部評価機関として位置付けることとした。</p> <p>この委員会は、第1次吉賀町まちづくり計画における評価報告書に基づいて、評価と町に対する意見具申を行うもので、平成23年度に計画前期（平成19～23年度分）評価を、平成28年度に計画後期（平成24～28年度分）評価を行うこととした。</p> <p>当面、計画前期評価に向けた準備として、平成20年度に委員構成の検討、平成21年度に委員選考、平成22年度に評価試行を行う。</p>			<p>委員構成の検討を行う。検討期間の終期を10月末日途とする。</p>								
効果等								職員の意識改革（住民との合意形成）								